

第3章 計画の基本指針

1 計画の基本指針

本計画は、田上町総合計画を基本とし、障害者基本法に基づく平成24年3月策定の「田上町障がい者計画」の基本理念を踏まえた計画として推進します。

基本理念

地域でともに暮らせる 安全で安心のある
まちづくり

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定への支援

基本理念を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 障がい者福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの対象となる、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障がい児のサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等についても給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

3 サービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりや関係団体、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等による支援の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

2 計画の視点

本計画については、現状課題等を踏まえ推進します。田上町においても、障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、家族介護等ができなくなっている状況が進んでいます。

高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者施策の充実に努めます。また、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために、サービスの適切な利用を促進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。